

56 断種法問題

—その広がりを見取り図—

岡田靖雄

断種法始末はわたしの三〇年来の主題であつて、その間資料をあつめてきた。精神病学者の態度を中心に、という線であれば、まともはそう困難であるまい、とかんがえていた。ところが、とりかかってみると、この作業は何名かで数年がかりでやってもよいおおきなものであることに気づかされた。そこで今回は、その見取り図というべきものを提示して、さらに解明すべき問題を指摘しておきたい。まず、断種法問題の経過を概観しておこう、—

明治初年から人種改良論の形で優生思想が宣伝されてきた

一九〇七年合州国インディアナ州で断種法制定、一九三七年までに計三二州で同種立法

一九一六年保健衛生調査会第三回本会議で永井潜「ユージェニク」に関する部会をおくよう提案

一九一七年日本優生学会設立(間もなく解消)

一九二一年東京精神病学会でマーティン・パー(合州国)

「精神薄弱の予防」で断種法の必要をとく

一九二八年より『公衆衛生』誌上で民族衛生思想が宣伝され滅種法の必要がとかれる

一九三〇年保健衛生調査会に民族衛生に関する特別委員会設置、同年永井を理事長とする日本民族衛生学会設立(一九三五年日本民族衛生協会)

一九三三年ナチス政権成立直後のドイツで遺伝病子孫防止法制定

一九三四年民族衛生保護法案帝国議会に提出される

一九三三年厚生省が設立され、予防局に優生課がおかれた

一九三九年民族優生保護法第五次案が衆議院可決にいたる、同年政府は国民体力審議会に要綱を諮問しその答申にもとづき国民優生法案を帝国議会に提出

一九四〇年一部分修正された国民優生法が成立し、翌年

より施行された

優生—断種問題の一般への啓蒙では『優生学』（日本優生学会から一九二四年創刊）、『優生運動』（日本優生運動協会から一九二六年創刊）、『優生』（日本民族衛生協会附属の日本優生結婚普及会より一九三六年創刊）の、すくなくとも三誌があった。また、一九三二年から雄山閣より全一八冊の『優生学講座』もでている。

精神病学者で断種法制定促進の立ち場をとった人としては、吉益脩夫、青木延春、内村祐之がいる。はじめ促進派、のち慎重派となった人に齋藤玉男がおり、おおくの精神病学者はこの線をとった。批判的立ち場を一貫してとりつづけたのは金子準二、植松七九郎、菊地甚一、成田勝郎である。精神病学者でない医学者で推進派の中心であったのは、永井および古屋芳雄である。一般言論人の発言はしらべきれないが、矢内原忠雄の反対論には心うつものがある。

断種法に関連する問題にはつきようなものがあって、それらをそれぞれ解明していかないと、断種法問題の全容はうかびあかかってこない、—

富国強兵と民族優生、精神病患者のいちじるしい増加（官庁統計上の）、産児制限普及による劣者増加の危険、産児制限論者の優生思想、戦時国家経済、刑法改正における保安処分問題（精神病患者による違法行為の防止）、精神科治療の進歩、精神疾患の有病率、遺伝性についてわが国に確實な資料がない、日本王家における精神疾患の問題、癩遺伝説（体質強調）、刑法の傷害罪をめぐる論議、精神衛生運動の内部葛藤（先行した私的な精神衛生学会と後発の公的な日本精神衛生協会とのからみあい）、永井潜の思想

（精神科医療史研究会）